

(H30.7 豪雨災害時融資分)
利子補給金交付対象者 各位

大洲市商工産業課

「災害復旧資金利子補給金」請求のご案内(最終年)

災害融資にかかる利子補給金は、毎年1月～12月の間に支払った利息分の請求手続きが必要となりますので、次のとおり、請求書等を提出いただきますようご案内申し上げます。

1) 請求内容

「令和7年1月1日～12月31日」の期間に支払い済みの支払利息

※年間利息合計が千円以上の場合(※千円未満切り捨て)に請求をしてください。

なお、融資が複数ある場合は、合算後利息額での判断とします。

※上記期間より過年分の請求は、1年単位での精算のため、過年分毎に提出書類が必要。

※利子補給対象期間の最終年のため、3月末までの請求を過ぎると過去未請求分も含めて一切の補給ができません。

2) 提出書類 / 3点

①利子補給金請求書(様式第3号)

②返済済みの状況が確認できる書類…ア・イのいずれか一つ

ア.融資機関が発行する「口座取引明細表(=異動明細表)」又は「貸付利息支払証明書(様式第4号)」 ※任意様式可

イ.当初、市に提出した償還予定表と支払状況が同じ場合のみ「通帳コピー」

③市税納税証明書・全税分(証明書申請窓口:市本庁税務課又は各支所地域振興課)

※ただし、利子補給請求書(様式第3号)の納付状況の確認に同意する場合は省略可

※市税納税証明書取得方法

「法人」であれば会社分、「個人」であれば個人事業主分の「納期の到来した市税(国民健康保険税を含む)に未納がない」ことが分かるもの。

●個人事業主の場合…別添の市税納税証明請求書(個人事業主用)に住所・氏名(屋号及び代表者氏名)を記入して、申請窓口に持参してください。

●法人の場合…別添の委任状(法人用)の委任者欄には、住所(法人所在地)、氏名(代表者名)、代理者欄には、申請窓口へ行く代理人の住所・氏名を記入して、申請窓口に持参してください。

※法人の代表者が、申請窓口へ行く場合にも、必ず別添の委任状が必要です。

【備考】

繰上げ償還などの状況に応じて、追加資料をお願いする場合があります。

様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

振込時期は、請求書提出時より1か月半～2か月程度を予定しております。



市ホームページ

4) 提出期限

令和8年3月31日(火) **17時必着**

5) 請求書提出先・お問い合わせ

大洲市商工産業課 〒795-8601 大洲市大洲 690 番地の1

TEL24-1722 担当:商工振興係